

慶應義塾における知的財産の取扱いに関する指針

慶應義塾は、慶應義塾産官学連携ポリシーに基づき、慶應義塾で創出された知的財産の取扱いに関して、以下の指針を定める。

A．慶應義塾で創出された産業財産権の取扱い

- 1． 教職員が創出した発明（考案、創作を含む。以下、本指針において同じ。）のうち、以下に該当する発明であって、教職員が産業財産権として保護の対象となると考える発明は、慶應義塾に届け出るものとする。
 - 1) 国の研究資金を得て行った研究に基づく発明
 - 2) 慶應義塾から特定の研究費を得て行った研究に基づく発明
 - 3) 企業等との研究契約に基づく発明のうち、その帰属を義塾と定めた発明
- 2． 前項に該当しない発明であっても、教職員がその権利を慶應義塾に譲渡することを希望する場合は、慶應義塾に届け出ることができる。
- 3． 慶應義塾は、届出された発明について、特許性、事業性等を総合的に勘案して、慶應義塾に帰属させるものを特定する。慶應義塾に帰属することとなった発明については、その産業財産権としての保護や技術移転を、慶應義塾の責任で行うものとする。慶應義塾に帰属しないこととなった発明については、発明者に返還され、発明者の責任で保護および技術移転できる。
- 4． 慶應義塾に帰属した発明を技術移転することにより収入を得た場合は、発明者、学部等、慶應義塾で配分する。なお、慶應義塾・学部等に配分された資金は、研究等に使用するものとする。
- 5． 学生・研究員・外部研究者に対しても、あらかじめ個別の契約により同意を得たうえで、上記1ないしは4の取扱いを適用する。

B．慶應義塾で創出された研究試料の取扱い

- 1． 教職員が創出した研究試料のうち、国の研究資金もしくは慶應義塾から特定の研究費を得て行った研究に基づき創出した研究試料については、慶

慶應義塾と創作者である教職員が共有する。

また、企業等との研究契約に基づき創出した研究試料の帰属については、その契約の取り決めに従うものとする。

2. 前項に該当しない研究試料であっても、創作者である教職員がその権利を慶應義塾に帰属させることを希望する場合は、当該研究試料を慶應義塾と当該教職員の共有とすることができる。
3. 教職員は、慶應義塾と教職員が共有する研究試料を、法令等に反することなく、慶應義塾の同意を要さず自由に改変および利用することができる。
4. 教職員は、慶應義塾と教職員が共有する研究試料を営利目的で第三者に提供する場合には、慶應義塾に届け出るものとする。慶應義塾は、届け出された研究試料について、第三者への移転業務を行う。
5. 研究試料を慶應義塾と共有する教職員が慶應義塾を退職する場合、慶應義塾は当該研究試料の管理を行うことができる。
6. 慶應義塾からの移転によって生じた収入の配分については、産業財産権の取扱いに準ずるものとする。
7. 学生・研究員・外部研究者に対しても、あらかじめ個別の契約により同意を得たうえで、上記1ないしは6の取扱いを適用する。

C. 慶應義塾が行う企業との研究の取扱い

1. 企業との研究契約は、原則として慶應義塾（慶應義塾の組織名で締結するものを含む。）と企業との間で締結する。
2. 企業との研究の成果として生じた産業財産権、著作権、ノウハウおよび研究試料の帰属は、企業と慶應義塾の共有とすることを含め、双方の貢献度等を加味し、柔軟に取り扱う。
3. 企業との研究の成果である知的財産権の実施に関しては、企業の実施に伴う対価の支払および企業への優先的な実施権の付与を含め、柔軟に取り扱う。

4. 研究成果の公表については、研究契約において定める秘密保持条項を尊重しつつ、慶應義塾の研究者が公表できることおよび公表時期の明確化を図る。

D. 対価収入の配分について

別に定める細則により、発明者、学部等、慶應義塾に配分する。

平成17年4月1日
担当常任理事